目次

第１章　総則 1
第１条（約款の適用） 1
第２条（約款の変更） 1
第３条（用語の定義） 1
第４条（基本サービスの内容） 2
第５条（オプションサービス） 2
第６条（利用契約の単位） 3
第２章　サービスについて 3
第７条（機器） 3
第８条（Ｂ－ＣＡＳカードおよびＣ－ＣＡＳカードの取り扱いについて） 3
第９条（ＡＣＡＳチップについて） 4
第３章　雑則 4
第 10 条（著作権および著作隣接権侵害の禁止） 4
第 11 条（放送内容の変更） 4
第 12 条（損害賠償の免責および特約事項） 4
付則 5
●「マンションタイプＴＶ２年コース」に関する特約 5

イッツコムひかり テレビジョンサービス契約約款

第１章　総則

第１条（約款の適用）

イッツ・コミュニケーションズ株式会社（以下「当社」といいます。）は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）およびその他の法令に従い、当社の定めるイッツコムサービス契約約款（以下「共通約款」といいます。）およびイッツコムひかり テレビジョンサービス契約約款（以下「基本サービス約款」といいます。）に基づき、イッツコムひかり テレビジョンサービス（以下「基本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第２条（約款の変更）

当社は、次条（用語の定義）に定める加入者の同意を得ることなく基本サービス約款を変更することがあります。その場合には、料金その他の提供条件は、変更後の基本サービス約款によるものとします。

２．基本サービス約款を変更する場合は、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

第３条（用語の定義）

基本サービス約款において使用する用語は、次の意味で使用します。

用語	用語の意味
加入者	当社と利用契約を締結している個人または法人
利用契約	当社から基本サービスの提供を受けるための契約
集合共同引込	加入者引込線１回線から、２世帯以上が居住する建物の各世帯に分配すること
建物基本契約	当社と建物代表者との基本契約
機器	基本サービスの利用にあたって使用するＳＴＢ、Ｈｉｔ　Ｐｏｔ、ＢＤ－Ｈｉｔ　Ｐｏｔ、ＵＳＢ接続型ＨＤＤおよび付属品の総称
セットトップボックス（専用チューナー）	当社が提供する、デジタル放送を受信するために必要な機器
ＳＴＢ	デジタル録画機能のついていないセットトップボックス（専用チューナー）およびリモートコントローラ等の付属品
Ｈｉｔ　Ｐｏｔ	デジタル録画機能のついたセットトップボックス（専用チューナー）およびリモートコントローラ等の付属品
ＢＤ－Ｈｉｔ　Ｐｏｔ	Ｂｌｕ－ｒａｙドライブ内蔵のＨｉｔ　Ｐｏｔ
Ｈｉｔ　Ｐｏｔ等	Ｈｉｔ　ＰｏｔおよびＢＤ－Ｈｉｔ　Ｐｏｔ
ケーブルプラスＳＴＢ－２	セットトップボックス（専用チューナー）のうち、品番が CO2AS シリーズのもの（以下「Ｃ＋ＳＴＢ」といいます。）
ＵＳＢ接続型ＨＤＤ	Ｃ＋ＳＴＢに接続可能なＨＤＤ
Ｂ－ＣＡＳカード	地上デジタル、ＢＳデジタル放送用ＩＣカード
Ｃ－ＣＡＳカード	専門チャンネル用ＩＣカード
ＣＡＳカード	Ｂ－ＣＡＳカードおよびＣ－ＣＡＳカード
ＡＣＡＳチップ	４Ｋ・８Ｋ放送対応の受信機に内蔵されるＩＣチップ
ビデオコンテンツ	当社および提携事業者のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ
告知	広く多くの相手に情報を伝えること

第４条（基本サービスの内容）

当社は、加入者に地上デジタル放送、ＢＳデジタル放送およびＣＳデジタル放送（テレビジョン放送、データ放送およびラジオ放送）のうち当社が定めた放送の同時再放送および自主放送を提供します。

２．基本サービスで提供するサービス品目は次の通りとします。

サービス品目
マックス plus、スタンダード plus、ミニ plus、マックス、スタンダード、アルファエース、ミニ、施設利用サービス、専用 TV コース（まいにち充実プラン）

３．当社は、サービス品目の内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

４．イッツコム みるプラスは、ビデオコンテンツを視聴することができるサービスをいい、みるプラス 見放題パックプライムは、ビデオコンテンツを視聴することができる月額固定料金自動更新型サービスです。いずれも、別に定めるイッツコム みるプラス利用規約により提供するものとします。サービス品目の「マックス plus」、「スタンダード plus」、「ミニ plus」および「専用 TV コース（まいにち充実プラン）」には、みるプラス 見放題パックプライムがあらかじめ含まれるものとします。

５．サービス品目の「専用 TV コース（まいにち充実プラン）」の利用には、定期契約商品契約約款に定める「定期契約商品」の利用契約が必要です。

６．サービス品目の「マックス plus」、「スタンダード plus」、「ミニ plus」および「専用 TV コース（まいにち充実プラン）」は、個人に限り提供するものとし、法人、その他これに準じる組織（個人事業主を含みます。）への提供は行わないものとします。

第５条（オプションサービス）

基本サービスで提供するオプションサービスは次の通りとします。

（１）オプションチャンネル

（２）番組案内誌

２．当社は、オプションサービスの内容を変更することがあります。この場合、当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法により告知するものとします。

３．オプションチャンネルの種目は次の通りとします。なお、各サービス品目で申し込みができるオプションチャンネル種目は、イッツコムサービス料金表に定める通りとします。

オプションチャンネル種目
Ｊ ＳＰＯＲＴＳ ４ ＨＤ、テレ朝チャンネル１、東映チャンネル ＨＤ、衛星劇場 ＨＤ、ＴＢＳチャンネル１、ＴＢＳチャンネル２、ＴＢＳチャンネル１・２セット、フジテレビ ワンツーセット、フジテレビ ワンツーネクスト、フジテレビＮＥＸＴ、グリーンチャンネルＨＤおよびグリーンチャンネル２ ＨＤ、ＫＢＳ Ｗｏｒｌｄ ＨＤ、Ｍｎｅｔ ＨＤ、ＫＮＴＶ ＨＤ、ＴＡＫＡＲＡＺＵＫＡ ＳＫＹ ＳＴＡＧＥ、ＣＮＮ Ｕ.Ｓ. ＨＤ、WOWOWプラス、日テレプラス、WOWOW、スターチャンネル

４．サービス品目の「マックス plus」、「マックス」、「スタンダード plus」、「スタンダード」または「専用 TV コース（まいにち充実プラン）」では、サービス内容に次のオプションチャンネル種目があらかじめ含まれるものとします。

サービス品目	オプションチャンネル種目
マックス plus マックス	テレ朝チャンネル１、ＴＢＳチャンネル１、ＴＢＳチャンネル２、フジテレビ ワンツーセット、ＫＢＳ Ｗｏｒｌｄ ＨＤ、WOWOWプラス、日テレプラス
スタンダード plus スタンダード	ＴＢＳチャンネル１、ＴＢＳチャンネル２、日テレプラス

専用 TV コース（まいにち充実プラン）	ＴＢＳチャンネル１、ＴＢＳチャンネル２、フジテレビ ワンツーセット

５．サービス品目の「マックス plus」および「マックス」では、サービス内容に番組案内誌があらかじめ含まれるものとします。
６．Ｃ＋ＳＴＢは前条（基本サービスの内容）第２項に定めるサービス品目のうち、「マックス plus」、「スタンダード plus」、または「専用 TV コース（まいにち充実プラン）」で提供するものとします。

第６条（利用契約の単位）
利用契約の締結は、加入者引込線１回線毎に行うものとします。ただし、加入者引込線１回線により加入する世帯が２世帯となる場合には、利用契約を締結する単位を世帯（事業所、店舗等も同様とします。）毎とするものとします。なお、集合共同引込の場合には、別途建物基本契約の締結をした後、各世帯を単位として利用契約を締結するものとします。

第２章　サービスについて

第７条（機器）
加入者は、Ｈｉｔ　Ｐｏｔ等またはＣ＋ＳＴＢの貸与を受けるものとします。なお、すでにＨｉｔ　Ｐｏｔ等を利用している加入者が「専用 TV コース（まいにち充実プラン）」を利用する場合は、機器の交換が必要となる場合があります。
２．Ｃ＋ＳＴＢの貸与１台につきＵＳＢ接続型ＨＤＤを上限８台まで購入可能とします。
３．セットトップボックス（専用チューナー）には、ＣＡＳカードが付属します。ＣＡＳカードの取り扱いについては、次条（Ｂ－ＣＡＳカードおよびＣ－ＣＡＳカードの取り扱いについて）の規定によるものとします。
４．加入者が当社より貸与を受けるセットトップボックス（専用チューナー）について故障が生じた場合、当社が認める場合を除き、加入者はセットトップボックス（専用チューナー）の交換を請求できないものとします。
５．セットトップボックス（専用チューナー）を利用する加入者は、設備、技術的仕様等の制約から通信機能（イッツコム みるプラス等のビデオコンテンツを含みます。以下同様とします。）を利用できない場合があることに同意するものとします。
６．セットトップボックス（専用チューナー）は、技術仕様の範囲内において通信を行うことができるものとし、その通信機能を利用する場合は、加入者の責任において行うものとします。
７．第１項および第４項の規定により機器について当社が定める必要な措置を講ずる場合、および加入者が機器を当社に返還する場合には、加入者の責任においてあらかじめ録画・編集したデータについて他の媒体に移動または複製するものとし、当該機器に記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。
８．当社は、加入者がＣ＋ＳＴＢの利用を継続している場合に限り、加入者が購入したＵＳＢ接続型ＨＤＤを当該ＨＤＤが発送された日から 12 ヵ月間保証するものとします。この保証期間内に故障が生じた場合、当社は加入者の責めに帰すべき事由である場合を除き、無償にて当社が定める必要な措置を講ずるものとします。また、当社が定める必要な措置を講ずる場合には、加入者は当該ＵＳＢ接続型ＨＤＤに記録されたデータの一切の権利を放棄するものとします。

第８条（Ｂ－ＣＡＳカードおよびＣ－ＣＡＳカードの取り扱いについて）
Ｂ－ＣＡＳカードに関する取り扱いについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズの「Ｂ－ＣＡＳカード使用許諾契約約款」に定めるところによるものとします。ただし、４Ｋ放送に対応した機器を利用する場合はＢ－ＣＡＳカードは付属しません。

２．Ｃ－ＣＡＳカードを必要とするセットトップボックス（専用チューナー）を利用する加入者は、セットトップボックス（専用チューナー）の購入、貸与の別にかかわらず、セットトップボックス（専用チューナー）１台に付き１枚のＣ－ＣＡＳカードを当社より無償貸与されるものとし、セットトップボックス（専用チューナー）の解約または契約の解除後は、速やかにＣ－ＣＡＳカードを当社に返還するものとします。また、当社は必要に応じて、加入者にＣ－ＣＡＳカードの交換および返還を請求することができるものとします。
３．Ｃ－ＣＡＳカードは当社に帰属し、当社は加入者が当社の手配による以外のデータ追加および変更ならびに改ざんすることを禁止し、それらが行われたことによる当社および第三者に及ぼされた損害・利益損失は、加入者が賠償するものとします。
４．加入者が故意または過失によりＣＡＳカードを破損もしくは紛失し、または返還しない場合には、加入者は料金表に定める機器損害金を当社に支払うものとします。

第９条（ＡＣＡＳチップについて）

ＡＣＡＳチップは、４Ｋ・８Ｋ放送に対応した機器に搭載されています。
２．当社は、加入者によるデータの変更、追加および改ざん（以下「データの変更等」といいます。）を禁止するものとします。データの変更等による当社および第三者に及ぼされた損害は、加入者が賠償するものとします。
３．当社は、ＡＣＡＳチップに対し放送を視聴可能とする情報を送信します。当該情報を正常に受信することにより、サービスを利用できるものとします。

第３章　雑則

第 10 条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）

加入者は、個人的にまたは家庭内その他これに準ずる、限られた範囲内において使用することを目的とする場合を除き、当社の提供するサービスの不特定または多数人に対する対価を受けての上映、ビデオデッキ、その他の方法による複製、およびかかる複製物の上映、その他当社が提供しているサービスに対して有する著作権および著作隣接権を侵害する行為をすることはできないものとします。

第 11 条（放送内容の変更）

当社はやむを得ぬ事情により放送内容を変更することがあります。なお、変更によって生じた加入者の損害については、賠償の責任は負わないものとします。

第 12 条（損害賠償の免責および特約事項）

加入者が、第 10 条（著作権および著作隣接権侵害の禁止）について、過失、不正、違法な行為を犯し、当社に損害を与えた場合には、当社は、当該加入者に対して相応の損害賠償請求を行うことができるものとします。
２．共通約款第 18 条（加入者が行う利用契約の解約）第１項および第 19 条（当社が行う利用契約の解除）第１項、第２項の規定により利用契約が終了した場合に、加入者が別途支払った日本放送協会（以下「ＮＨＫ」といいます。）の受信料（衛星契約を含みます。）、株式会社ＷＯＷＯＷの視聴料が払い戻されず、加入者に不利益、損害等が生ずることがあっても、当社は何等の責任も負わないものとします。
３．当社は、視聴状態の確認を行うために、共通約款第 42 条（個人情報）の規定を遵守した上で、加入者の使用するセットトップボックス（専用チューナー）と電気信号による通信を行うことができるものとします。
４．当社は、機器の不具合、毀損および紛失等の原因により、録画・編集したデータの滅失の場合、および正常に録画ができなかった場合等、これらにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。また、第７条（機器）第７項に定める通り、故障の措置や返還に伴い、当該機器に記録されたデータが消去された場合も一切の責任を負わないものとします。

５．当社は、加入者が、機器の通信機能により通信した内容に起因し損害を被った場合、または設備もしくは技術的制約に起因し通信機能が利用できなかったことで損害を被った場合、一切責任を負わないものとします。

付則

（１）当社は特に必要があるときには、基本サービス約款に特約を付することができるものとします。

（２）一括加入、業務用等については別に定めます。

（３）第７条（機器）第１項の規定にかかわらず、ケーブルテレビジョンサービス契約約款によるケーブルテレビジョンサービスに加入していた場合で、基本サービス約款による基本サービス契約に移行した加入者であって、ＳＴＢを当社より購入または貸与を受け使用している加入者には、Ｈｉｔ　Ｐｏｔ等を貸与せず、引き続き、その機器を利用することができます。

（４）加入者が基本サービスを解約した後に、「ケーブルテレビジョンサービス」に利用契約を変更することはできません。ただし、建物設備状況の都合により基本サービスを提供できない、または、基本サービスの提供区域外への転居等の理由により、利用契約の継続ができない場合はこの限りではありません。

（５）第５条（オプションサービス）第６項の規定にかかわらず、Ｃ＋ＳＴＢの利用には、イッツコムひかり インターネットサービス契約約款、イッツコムひかり アパートメント加入条項・利用条項またはかっとびＭＡＮＳＩＯＮ ＬＡＮインターネット利用サービス契約約款に定める「マンションタイプ ２ギガコース」、「マンションタイプ １ギガコース」、「マンションタイプ ６００メガコース」、「マンションタイプ ３００メガコース」、「マンションタイプ １００メガコース」、「マンションタイプ ３０メガコース」、「ホームタイプ １０ギガコース」、「ホームタイプ ２ギガコース」、「ホームタイプ １ギガコース」、「ホームタイプ ３００メガコース」、「ホームタイプ ３０メガコース」、「かっとびＭＡＮＳＩＯＮ ＬＡＮインターネット利用サービス」のいずれかの利用契約が必要です。

（６）基本サービス約款は、2025 年４月１日より施行します。

●「マンションタイプＴＶ２年コース」に関する特約

１．（申し込み）

イッツコムひかり インターネットサービス契約約款「マンションタイプ ２年コース」、「ホームタイプ ２年コース」および「ホームタイプ ３年コース」に関する特約に定める「マンションタイプ ６００メガ２年コース」、「マンションタイプ ２ギガ ２年コース」、「マンションタイプ １ギガ ２年コース」の加入者、または、ひかり お得パック・お得パック利用規約に定める「ひかり お得パック マンション２年プラン」、「ひかり お得パック マンション・スマートプラン」の加入者は、「マンションタイプＴＶ２年コース」の次のサービス品目を申し込むことができるものとします。なお、１加入者につき、料金表に定める月額利用料の最も高い品目のＨｉｔ　Ｐｏｔ等もしくはＣ＋ＳＴＢ１台分に対してのみ申し込みができるものとし、１加入者が当該「マンションタイプＴＶ２年コース」を複数申し込むことはできないものとします。ただし当社が認める場合に限り、ＳＴＢを利用できるものとします。

サービス品目
マックス plus２年コース、スタンダード plus２年コース

２．（契約期間）

（１）マックス plus２年コースおよびスタンダード plus２年コースの契約期間は次の表に定める通りとします。

品目名	契約期間

マンションタイプＴＶ２年コース	２年

（２）契約期間は、対象となるサービス品目の利用開始日が属する月の翌月初日を起算日とし、上記の契約期間が経過することとなる月の末日を満了日とします。

３．（月額利用料）
マックスplus２年コースまたはスタンダードplus２年コースの加入者が支払う月額利用料は料金表に定める通りとします。なお、料金表に定める月額利用料には、セットトップボックス（専用チューナー）のレンタル料が含まれるものとします。

４．（支払方法）
マックスplus２年コースまたはスタンダードplus２年コースの加入者は、料金表に定める月額利用料を、加入者が指定するクレジットカードで支払うものとします。ただし、当社が認める場合は、クレジットカード以外の当社が指定する方法により支払いをすることができるものとします。

５．（更新）
（１）マックス plus２年コースまたはスタンダード plus２年コースの契約期間が満了した場合、その契約は満了日の翌日から同期間更新するものとします。ただし、満了日の属する月に、加入者よりその契約の解約の申し出がある場合は、この限りではありません。
（２）加入者が料金表に定めるサービス品目等の変更を行う場合、変更後のサービス品目等の利用開始日が属する月の翌月初日がマックス plus２年コースまたはスタンダード plus２年コースの新たな契約開始日になるものとします。

６．（解約）
マックスplus２年コースまたはスタンダードplus２年コースの契約満了日の属する月、その翌月および翌々月以外の月に契約の解約が行われる場合、加入者は料金表に定める解約料金を支払うものとします。なお、加入者がマックスplus２年コースまたはスタンダードplus２年コースの解約後も、引き続き基本サービスの利用を継続する場合、加入者は料金表に定める月額利用料を支払うものとします。